

「流山おおたかの森ストリートアーティスト」事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、流山おおたかの森駅前において、流山市が認定したパフォーマー、アーティスト等へ場所を貸出し、流山市にさらなるにぎわいを創出するための必要な事項を定め、もって本事業の適正な運用を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、市が実施する。

- 2 市は、場所を管理する各関係箇所に対し、本事業の実施に必要な法令上の手続を行うものとする。
- 3 市は、本事業の実施について必要と認める業務を近隣施設管理者等、第三者と協力して行うことができる。
- 4 本事業の事務は、流山市マーケティング課が行う。

(パフォーマー、アーティストの基本的要件)

第3条 本事業に参加できる者は、流山市に愛着を持ち、音楽・演技等のパフォーマンスを通じて、流山おおたかの森駅前に訪れる人々に楽しさや喜びを与え、同駅前の魅力を高めようとする意欲を有する者でなければならない。

(パフォーマー、アーティストの資格及び呼称)

第4条 本事業で活動できる者は、第6条に規定する審査会に参加し市長が認定した者に限る。

- 2 本事業では、市長が認定した者を「NYにぎわいアーティスト」と呼称する。

(「NYにぎわいアーティスト」認定要件)

第5条 本事業で認定できる者は、日本国籍を有する者又は日本に在留資格のある者であることを要する。ただし、18歳未満の者については親権者の同意がなければならない。

(審査会)

第6条 流山おおたかの森駅前の良質な賑わいを確保するため、審査会を実施する。

- 2 審査会は、応募者が音楽や演技等を披露する公開イベント又は応募者が提出した映像資料を視聴して実施する。
- 3 実施頻度は、年1回又は「NYにぎわいアーティスト」の追加募集等、必要と認められる時に行う。
- 4 審査員は、無償で招集するにぎわいづくりに関連する外部審査員及び流山市マーケテ

ィング課職員とする。

- 5 審査員は、第7条の規定に基づき審査を行い、認定候補者を選定し、市長が「NYにぎわいアーティスト」に認定する。

(審査基準)

第7条 次の各号を評価し、「NYにぎわいアーティスト」に認定するか否か判断する。

- (1) 本要綱の内容に適合する者。
- (2) 本事業を理解し、主体的に活動する意欲を有し、行動又は行動することが期待できる者。
- (3) 流山おおたかの森駅前の使用条件を了解する者。
- (4) 観客、本事業にかかわる職員等に対して、不快となる行為がなく、又その恐れがない者。
- (5) 流山おおたかの森駅前のさらなる賑わいや質の向上に寄与できると期待される者。

(認定を受ける際の遵守事項)

第8条 認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を実施又は遵守するものとする。

- (1) 搬入搬出に際しての車の乗り入れはできない。
- (2) 爆発物、刃物などの危険物を使用することはできない。
- (3) 基準値(70デシベル)以上の音量を出すことができない。
- (4) 営利販売は禁止。活動紹介としてのDVDやCDの販売は可能だが、活動と直接関係のないものの販売や購入の強要はしてはならない。
- (5) 活動を行う時は、通行人や店舗利用者の妨げにならないよう通路を確保する。
- (6) 持ち込んだ機材は、観客、通行人の安全が担保されるように設置する。
- (7) 活動開始前の原状復帰を行う。
- (8) 感染症拡大などの理由により、市からパフォーマンスの中止を求められた場合には指示に従う。

(認定登録)

第9条 「NYにぎわいアーティスト」認定者には、市長から「NYにぎわいアーティスト」認定書(以下「認定書」という。)(別記第1号様式)を送付する。

- 2 市長は、「認定書」の証として「NYにぎわいアーティスト」が携帯する認定証を合わせて発行する。活動を行う時には、認定証を観客等に見えるように掲示すること。
- 3 「認定書」の有効期限は1年間とする。ただし、双方が了解の下で継続することもできる。
- 4 認定期間の1年間にパフォーマンスの予約またはパフォーマンスの実績がない「NYにぎわいアーティスト」については、原則として認定の継続は行わない。

- 5 認定後に第7条に規定の審査基準を満たさない行為があった場合は、市長は是正の指導、勧告を行い、それに従わない時は有効期限内であっても認定を取り消すことができる。
- 6 前項の規定による認定の取消しは、「NY にぎわいアーティスト」認定取消書（別記第2号様式）により行うものとする。
- 7 認定を取り消された者、又は自らの理由によって認定を辞退する者は、速やかに「認定書」と認定証を市へ返還しなければならない。
- 8 市長は、原則として第5項の規定により認定の取り消しを受けた者を再度認定しない。

（費用の負担）

第10条 本事業にかかる出演料、場所費用等は発生しない。

- 2 「NY にぎわいアーティスト」が、観客等からの投げ銭を受領することは可能とする。ただし、投げ銭を強要してはならない。

（開催日及び時間）

第11条 本事業は、実施年の4月から翌年の3月までを開催年度とし、その開催日は市より提示する。

- 2 開催時間は、午前10時から午後7時までの間とする。

（開催場所）

第12条 本事業の開催場所は、流山おおたかの森駅南口、西口のうち、場所を管理する関係箇所に許可申請を行い、許可を受けた区域のうち市が指定した場所とする。

- 2 「NY にぎわいアーティスト」が同じ区域で複数となる場合は、自主的な調整を基本とする。

（免責等）

第13条 アーティスト作品の瑕疵及び事故、音楽・演技等により第三者に損害を与えた場合、損害の賠償等は「NY にぎわいアーティスト」の責任で行うものとし、市はその責めを一切負わない。

- 2 風雨、荒天等による開催の中止及びそれに伴う被害について、市は責任を負わない。
- 3 市は、「NY にぎわいアーティスト」の増加に伴い、参加に制約を設けることができる。事前に提示した開催日すべてに参加できることの保証はしない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、平成30年12月11日から施行する。

この要綱の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

この要綱の一部を改正し、令和5年1月20日から施行する。